

変動金利定期預金〈単利型〉〔商品説明書〕

項目	内容
1. 商品名	変動金利定期預金〈単利型〉
2. ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
3. 期間	定型方式：2年、3年（ただし、個人のお客さまは2年のみ）
4. 自動継続の取り扱い	預入時のお申し出により自動継続（元金継続）のお取り扱いができます
5. 預入	(1) 預入方法：一括してお預け入れいただきます (2) 預入金額：1円以上 (3) 預入単位：1円単位
6. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します
7. 利息	(1) 適用金利 預入後6カ月間は預入時の預入金額に応じた店頭表示金利を適用し、預入日から6カ月毎に、当行が預入日に提示するスーパー定期・スーパー定期300・大口定期の6カ月ものの利率を指標金利とした利率変更方法により適用利率を変更します (2) 利払頻度 預入日から6カ月毎の応答日（中間払利息）および満期日以後に分割して支払います。中間払利息は、約定利率に70%を乗じた利率により計算します (3) 計算方法 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割により計算します (4) 税金について ●個人のお客さま…20%の源泉分離課税 <u>2037年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります</u> ●法人のお客さま…総合課税 <u>2037年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、15.315%の税金がかかります</u>
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	●満20歳以上の個人のお客さまの自動継続扱いのものは、総合口座の担保定期預金にすることにより、当座貸越を利用することができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率になります） ●個人のお客さまは、マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができます
10. 中途解約時の取り扱い	●満期日前に解約する場合は、別紙の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息から支払済みの中間利払い分を差し引いて支払います ●支払済みの中間利払い分が中途解約利率により計算した利息を上回る場合は、差額をお支払いいただきます
11. 満期日以後の利息	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します
12. 金利情報の入手方法	窓口でお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください
13. その他参考となる事項	この預金は、預金保険の対象となり同保険の範囲内で保護されます
14. 当行が契約している指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570 - 017109 または 03 - 5252 - 3772

2019年10月1日現在

[変動金利定期預金〈単利型〉(別紙)] [商品説明書]

【中途解約利率】

		約定期間	
		2年の定型方式	3年の定型方式
預入期間	6カ月未満の場合	解約日における普通預金利率	
	6カ月以上1年未満の場合	約定利率×50%	約定利率×40%
	1年以上1年6カ月未満の場合	約定利率×70%	約定利率×50%
	1年6カ月以上2年未満の場合	約定利率×70%	約定利率×60%
	2年以上2年6カ月未満の場合	—	約定利率×70%
	2年6カ月以上の場合	—	約定利率×90%

2019年10月1日現在